事　務　連　絡
令和５年２月１０日

管内障害児通所支援事業所　管理者 御中

兵庫県福祉部ユニバーサル推進課

令和４年度　こどもの安全・安心対策支援事業の実施について（依頼）

平素は、本県の障害福祉行政の推進にご尽力いただき厚くお礼申し上げます。

この度、県では国の補正予算を活用して、こどもの安全・安心対策支援事業（①送迎用バスの改修支援事業、②ICT を活用した子供の見守り支援事業及び③登降園管理システム導入支援事業）を実施する予定です。

本事業の実施に当たり、厚生労働省から協議の依頼がありましたので、以下に記載の内容をご確認の上、事業の活用を希望される事業所におかれましては、期日までに必要書類の提出をお願いします。

期限までに報告がない場合は、該当がないものとしますのでご承知おきください。

記

１　提出書類

「令和４年度こどもの安全・安心対策支援事業所要額調書兼事業計画書」

別紙①：「送迎用バスの改修支援事業」

別紙②：「ICT を活用した子供の見守り支援事業」、「登降園管理システム導入支援事業」

２　提出方法

上記１の提出書類を電子メールにより提出すること

提出先メールアドレス：Yoshiki_Takagi@pref.hyogo.lg.jp

３　提出期限

令和５年２月１６日（木）１７：００【必着】

４　補助事業の概要

①「送迎用バスの改修支援事業」の概要

補助対象経費	送迎用バスに、子どもの置き去り事故の防止に役立つ安全装置の設置に係る機器等の購入費等 ※機器は、内閣府が示す装置リストから選択してください。 （以下、内閣府ホームページ） https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/meeting/anzen/list.html
補助対象施設	兵庫県所管（政令・中核市除く）の児童発達支援センター、児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス
補助基準額	１７５，０００円
補助率	定額
補助上限額 （補助基準額×補助率）	１７５，０００円 （補助上限額を超える金額は事業者負担です。）

②「ICT を活用した子供の見守り支援事業」

補助対象経費	安全対策に資するためにＧＰＳなどの ICT を活用したこどもの見守りサービス等の安全対策に資する機器の購入費
補助対象施設	兵庫県所管（政令・中核市除く）の児童発達支援センター及び児童発達支援事業所
補助基準額	２００，０００円
補助率	５分の４
補助上限額 （補助基準額×補助率）	１６０，０００円

③「登降園管理システム導入支援事業」

補助対象経費	適切な登降園管理を行うための登降園管理システム（電子ソフト等)）の購入費及び登降園管理システム導入に必要な端末の購入費
補助対象施設	兵庫県所管（政令・中核市除く）の児童発達支援センター及び児童発達支援事業所
補助基準額	２００，０００円 併せて端末（パソコン・タブレットなど）購入等を行う場合は、７００，０００円
補助率	５分の４
補助上限額 （補助基準額×補助率）	１６０，０００円 ５６０，０００円（併せて端末購入等を行う場合）

５ 留意事項

（１） 補助事業の実施は、令和４年度及び令和５年度であるため、今回は原則、今年度中に導入（令和５年３月 31 日までに納品）が確実である事業者のみ、国へ協議予定です。

令和５年度に導入予定の場合であっても、本事業の活用の有無を把握するため、現時点での導入予定日を含め、関係書類のご提出をお願いします。

（２） ①の事業の対象となる、安全装置について、購入を原則とするが、リースの場合は令和４年度末までのリース料を限度とします。

（３） ①の事業の対象となる自動車については「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令について（通知)」（令和４年 12 月 28 日）第三の２のとおりとします。

（４） ①の事業の対象となる安全装置については「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令について（通知)」（令和４年 12 月 28 日）第三の３のとおりとします。

（５） 安全装置については、送迎用バス１台につき安全装置１台を設置することとし、送迎用バスの数以上の購入をする場合は本事業の対象外とします。

（６） ②の事業について、機器の使用対象となる児童の数以上に機器を購入する場合、及び機器の使用対象となる児童に対して複数の機器を購入する場合は本事業の対象外とします。

（７） ②の事業の対象となる機器については、GPS や BLE（※）により子どもの位置情報を管理するなど、施設外活動時等の子どもの見守りに資する機器とします。

（※）BluetoothLow Energy

（８） ③の事業について、端末（パソコン、タブレット等）のみの購入は本事業の補助対象外とします。

（９） ①～③の事業について、各装置等の導入が令和４年９月４日以前に導入済みのものは本事業の補助対象外とします。

（申請先）
兵庫県福祉部ユニバーサル推進課
障害福祉基盤整備班 高木
電　話：078-341-7711（内線 2968）
メール：Yoshiki_Takagi@pref.hyogo.lg.jp